

札幌保健医療大学FD・SDに関する方針

札幌保健医療大学は、大学の理念・目的等を達成するため、教職員の教育活動、大学運営に係る能力・資質の向上のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施に関する方針を以下のとおり定める。

1. FD、SDの定義

- (1) 本学においてFDとは、学部、大学院研究科の人材育成の目的を実現するため、教員による教育活動、及び教職員による学生支援の内容・方法を改善・向上し、学生一人ひとりの成長に向けて組織的に取り組む活動のこととする。
- (2) 本学においてSDとは、教育理念の実現を目指し、教職員一人ひとりが積極的に大学運営に参画し、教職協働により大学の諸機能を充実・発展させるため、大学運営に係る能力・資質の向上に向けて、組織的に取り組む活動のこととする。

2. FD、SDの実施主体等

- (1) FD、SDを組織的に取り組むため、大学にFD・SD委員会（以下「FDSD委員会」）を置き、FD・SDに係る中核的な組織とする。
- (2) FDSD委員会は、内部質保証推進委員会と連携し、教育その他諸活動の質保証、質的向上のためのFD、SDを推進する。
- (3) 学科、大学院研究科は、FDSD委員会との連携に留意し、教育プログラムの特性に即したFDを推進する。
- (4) 事務局は、FDSD委員会との連携に留意し、事務局組織のかかえる課題・問題に即したSDを推進する。

3. FD、SDの実実施計画等

- (1) FDSD委員会は、基本的に札幌保健医療大学FD・SDマップに基づき、年間のFD・SD計画を策定し、実施する。
- (2) 学科、研究科は、それぞれの課題等に即したFD活動を計画し、実施する。
- (3) 事務局は、課題等に即したSD活動を計画し、実施する。
- (4) FDSD委員会、学科、研究科、事務局が企画・実施するものに加え、教育、研究、地域貢献・社会連携、運営に関して関連委員会等が教職員の研修目的で実施する取組は、大学におけるFD、SD活動に位置付ける。

4. FD、SDの主な取組と主な所管

- (1) 全学FD・SD研修会の実施（FDSD委員会）
- (2) 新任教員研修会の実施（FDSD委員会）
- (3) 学内FD・SD活動の管理と把握（FDSD委員会）
- (4) 日本私立大学協会、大学基準協会等の学外FD・SD研修の情報収集および参加促進（FDSD委員会）
- (5) シラバス作成ガイドラインの作成とシラバスチェック（教務委員会）
- (6) 授業評価に基づく学生参画FDの実施（FDSD委員会）
- (7) 情報セキュリティに係る研修の実施（情報セキュリティ推進委員会）
- (8) ハラスメント防止・対策に係る研修の実施（ハラスメント防止対策委員会）
- (9) 研究倫理、公正な研究活動の推進におけるコンプライアンス研修の実施（研究倫理委員会）
- (10) 科研費セミナー等の実施（FDSD委員会）

5. FD、SDに係る自己点検・評価

FD、SD活動に関する自己点検・評価は、内部質保証の方針に基づき所管の委員会において実施し、内部質保証推進委員会に上程する。